

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の十七の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同表の三十三の十八の項中「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に改め、同表の三十三の十九の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。